

鳥取県告示第438号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成23年9月20日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成23年7月29日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

- 1 申請のあった年月日
平成23年7月20日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人なんぶSANチャンネル
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
野口 隆資
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
西伯郡南部町法勝寺377-1
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、南部町民が郷土に誇りを持ち、町の未来について積極的にまちづくりに参画していけるよう、地域に根ざした番組の提供を通じて貢献することで地域の発展に寄与することを目的とする。
- 6 定款の変更事項
種別並びに入会金及び会費